

## ホストタウン推進要綱の一部改正について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため、ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）を策定の上、取組を進めているところ。
- 全国のホストタウンは2018年12月末時点で358自治体となり、相手国との交流が全国で活発となっているが、2020年東京大会の開催まで2年を切った中で、今後さらにホストタウンの取組を推進し、東京大会の効果を全国津々浦々まで波及させる必要がある。
- このため、全国で行われるホストタウンの取組を、ロゴマークを活用することにより一体感を持って展開し、ホストタウンの認知度の向上を図る。
- 以上のことから、本要綱にホストタウンのロゴマークの使用に関する規定を設けることとしたい。

## ホストタウン推進要綱

（平成27年9月30日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）新旧対象表  
（下線部は改正箇所）

改正案	現行
ホストタウン推進要綱	ホストタウン推進要綱
<p>第1 目的</p> <p>本要綱は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>本要綱は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。</p>
<p>第2 定義</p> <p>本要綱において、ホストタウンとは、第1に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。</p> <p>ア 大会等に参加するために来日する選手等</p> <p>イ 大会参加国・地域の関係者</p> <p>ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン</p>	<p>第2 定義</p> <p>本要綱において、ホストタウンとは、第1に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。</p> <p>ア 大会等に参加するために来日する選手等</p> <p>イ 大会参加国・地域の関係者</p> <p>ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン</p>
<p>第3 登録等の手続き</p> <p>(1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。</p> <p>(2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>ア 交流の相手国に関する内容</p> <p>イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容</p> <p>ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容</p> <p>エ その他交流の実施に必要と認められる事項</p>	<p>第3 登録等の手続き</p> <p>(1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。</p> <p>(2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>ア 交流の相手国に関する内容</p> <p>イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容</p> <p>ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容</p> <p>エ その他交流の実施に必要と認められる事項</p>

- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。
- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) 前4項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。
- (6) 提出した交流計画を取り下げる場合は、事務局に対しその旨を報告する。

#### 第4 支援

##### (1) 事務局

事務局は、ホストタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

##### (2) 関係府省庁による支援

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウンの推進に向けた支援を行う。

#### 第5 ロゴマークの使用

(1)ホストタウン等は、ホストタウンの推進のためにロゴマークを使用することができる。

(2) ロゴマーク及びその使用に関する必要な事項は、事務局が別に定める。

#### 第6 その他

この要綱の細目は、事務局が定める。

##### 附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。
- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) 前4項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。
- (6) 提出した交流計画を取り下げる場合は、事務局に対しその旨を報告する。

#### 第4 支援

##### (1) 事務局

事務局は、ホストタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

##### (2) 関係府省庁による支援

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウンの推進に向けた支援を行う。

(新設)

#### 第5 その他

この要綱の細目は、事務局が定める。

##### 附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 月 日から施行する。